

千代田区さくら基金助成及び運営に関する実施細目協定書

千代田区(以下「甲」という。)と公益財団法人まちみらい千代田(以下「乙」という。)とは、令和2年3月31日付で締結した「千代田区さくら基金に関わる協定書」(以下「協定書」という。)第7条の規定に基づき、千代田区さくら基金(以下「基金」という。)の助成及び運営に関し必要な事項について、以下のとおり実施細目協定を締結する。

(さくら基金運営委員会)

第1条 甲及び乙は、協定書第3条の規定に基づき、基金からの助成事業の決定や完了等の審査を所掌するため、「さくら基金運営委員会」(以下「運営委員会」という。)を設置し、その事務局を甲に置く。

- 2 運営委員会は、基金の適正な運営を図るため、甲及び乙に対し、意見や助言を行う。
- 3 運営委員会の委員(以下「委員」という。)は6名程度とし、千代田区民、有識者等のうちから甲が委嘱する。
- 4 委員は、無報酬とする。ただし、甲は委員に対し、その職務を遂行するうえで必要な費用を支払うものとする。
- 5 運営委員会に委員長を1名置く。
- 6 委員長は、運営委員会の議長となり、会議を主宰し、運営委員会を代表する。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 運営委員会は、原則として年2回とし、委員長が招集する。
- 9 委員長は、必要があると認める場合は、臨時に運営委員会を招集することができる。
- 10 運営委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、これを開催することができない。
- 11 委員は、他の委員への委任又は書面の提出をもって、その出席に代えることができる。
- 12 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(甲の所掌事務)

第2条 運営委員会の庶務は、甲が処理する。

- 2 前項に規定するもののほか、甲は、助成事業の募集、申請書受理、助成決定通知、事業実績報告書の受理など、基金の助成に必要な事務を行う。

(助成対象者)

第3条 基金の助成対象者は、甲、都、国、神社など千代田区内(以下「区内」という。)で一般に公開しているさくらの管理者、甲のさくらサポーターに登録している企業、事業者及び個人並びに運営委員会が認める者とする。

(助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) さくらの健康状態の調査
- (2) さくらの樹勢回復のための施肥、治療又は病気予防
- (3) さくらの再生のための剪定、植替え又は植樹
- (4) さくらの日照条件の改善又は生育環境の整備
- (5) さくらの保護、再生、環境向上等のためのさくらサポーターの活動
- (6) さくらに関わる講座や学習に関わる事業

- (7) さくらの再生事業やさくらサポーター活動等のPR、情報発信、会報等
- (8) さくら基金への募金に関する活動
- (9) その他区内のさくらを振興する事業で運営委員会が認めるもの

(助成年度及び助成金額等)

第5条 助成年度は、さくらの開花時期等を考慮し、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

- 2 毎年度の助成額は、さくら管理者が行う事業は総額500万円、さくらサポーターが行う事業は総額200万円かつ1サポーターにつき50万円を限度とする。
- 3 前項の助成額は、助成の応募状況、基金残高、事業内容等を踏まえ、運営委員会の審査により変更することができる。

(助成対象経費)

第6条 助成の対象となる経費は、事業を行うために直接必要な次の経費とする。

- (1) 調査、剪定等に必要な委託費
- (2) 植替、環境整備等の工事費
- (3) 施肥、治療、環境整備等の材料費
- (4) 講師謝礼
- (5) 活動に主要な役目を果たすと認められる人件費及び物品購入費
- (6) 原材料費
- (7) 機材等借上げ費
- (8) 会議費
- (9) 旅費交通費
- (10) 通信費
- (11) 事務費
- (12) その他運営委員会が適当であると認める経費

(募集)

第7条 甲は、ホームページやさくらサポーター通信等を活用し、原則として、毎年4月から6月までのうち1か月以上の募集期間を設定し、助成事業の募集を行う。

(申請手続)

第8条 助成金の給付を希望する者は、「千代田区さくら基金助成申請書(様式第1号)(以下「助成申請書」という。)」を所定の期日までに、運営委員会に提出しなければならない。

- 2 運営委員会は、助成申請書の内容について、必要に応じ申請者から聴取等を行う。

(助成の審査及び決定通知)

第9条 運営委員会は、助成申請書の内容を審査し、助成の可否及び助成金額を決定する。

- 2 運営委員会は、前項の規定により助成の決定をしたときは、「千代田区さくら基金助成決定通知書(様式第2号)」により申請者(以下「事業者」という。)に通知するとともに、「千代田区さくら基金助成決定書(様式第3号)」により乙の理事長(以下単に「理事長」という。)に通知する。

(助成金の交付)

第10条 助成金交付の決定通知を受けた事業者は、「千代田区さくら基金助成金請求書」(様式第4号)を理事長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

2 助成金は、一括交付するものとする。

(事業の報告と変更)

第11条 運営委員会は、必要があると認める場合は、事業者に対して助成事業の進行状況について報告を求めることができる。

2 事業者は、助成事業を変更し、中止し、又は廃止するときは、「千代田区さくら基金助成事業変更等報告書(様式第5号)」により、運営委員会に報告しなければならない。

(事業の完了報告)

第12条 事業者は、助成事業完了後、翌年度の6月末日までに、運営委員会に「千代田区さくら基金助成事業実績報告書(様式第6号)」を提出しなければならない。

(返還通知と請求)

第13条 運営委員会は、助成金の返還を決定したときは、「千代田区さくら基金助成金返還決定請求書」(様式第7号)により事業者へ助成金の返還を請求するとともに、「千代田区さくら基金助成金返還決定通知書(様式第8号)」により理事長に通知する。

(助成金の払戻)

第14条 事業者は、助成金の返還請求を受けたときは、所定の日までに請求金額を返還しなければならない。

(その他)

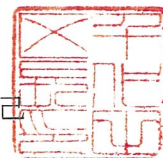
第15条 この協定の解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項は、甲及び乙が協議の上、決定する。

この実施細目協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 2年 4月 1日

甲 千代田区九段南一丁目2番1号
千代田区

千代田区長 石川 雅 己



乙 千代田区神田錦町三丁目 21 番地
公益財団法人まちみらい千代田

理 事 長 立 川 資 久



様式第1号

年 月 日

千代田区さくら基金運営委員会
委員長 ○○○○○ 様

千代田区さくら基金助成申請書

事業者	
代表者名	印
住所	〒
電話番号	

年度のさくら基金の助成について、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

1. 事業名称

(例: さくら教室の開催 ほか)

2. 事業概要

3. 事業実施方法

4. 事業期間

--

5. 助成申請金額

¥ _____

6. 事業収支計画 ※収入合計と支出合計を一致させてください。

支 出 (事業経費)		収 入	
項目	金額(千円)	項目	金額(千円)
		助成金	
合計 (事業費総額)		合計	

<明細>

--

様式第2号

年 月 日

(事業者) 様

千代田区さくら基金運営委員会
委員長 ○○○○○

千代田区さくら基金助成決定通知書

年 月 日付で申請のあった事業は、下記のとおり交付することに決定したので通知します。
つきましては、別紙 千代田区さくら基金助成金請求書を下記までご提出ください。

記

助成対象事業名	
助成金交付決定(内定)額	
提出先・問合せ先	公益財団法人 まちみらい千代田 協働まちづくり・総務グループ 千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクウェア 4階 電話:03-3233-7556 Fax:03-3233-7557

様式第4号

年 月 日

公益財団法人まちみらい千代田理事長 殿

(助成決定事業者)

代表者住所

代表者氏名

印

千代田区さくら基金助成金請求書

年度千代田区さくら基金の助成が決定した下記事業について、助成金を請求します。

1 内容

事業名	
事業者名	
請求金額	
連絡先担当者	
電話番号 (Email・FAX)	

2 振込口座

銀行名		支店名	
口座番号	普通・当座	種別	普通・当座
口座名義	フリガナ		
	漢字		

様式第5号

年 月 日

千代田区さくら基金運営委員会
委員長 ○○○○○ 様

千代田区さくら基金助成事業変更等報告書

事業者名	
代表者名	印
住 所	〒
電話番号	

さくら基金から事業助成を受けた事業について、下記のとおり変更・中止・廃止したいので、報告します。

助成事業名	
変更・中止・廃止する理由	

※理由は、具体的に記載してください

※提出先:千代田区道路公園課

様式第6号

年 月 日

千代田区さくら基金運営委員会

委員長 ○○○○○ 様

千代田区さくら基金助成事業実績報告書

事業者名	
代表者名	㊞
住 所	〒
電話番号	

年度のさくら基金の助成について、下記のとおり関係書類を添えて助成金の実績報告をします。

1. 事業名称

--

(例: さくら教室の開催 ほか)

2. 事業経費

所 要 額	
助 成 額	
差 引 額	

3. 事業報告 (日時、場所、対象者等)

--

4. 事業成果

--

5. 収支決算

支 出 (事業経費)		収 入	
項目	金額(千円)	項目	金額(千円)
		助成金	
合計 (事業費総額)		合計	

※収入合計と支出合計を一致させてください。

様式第7号

年 月 日

(事業者) 様

千代田区さくら基金運営委員会
委員長 ○○○○○

千代田区さくら基金助成金返還決定請求書

年度千代田区さくら基金から助成した下記事業について、千代田区さくら基金運営委員会において審査の結果、助成金の返還が決定されましたので請求します。

助 成 事 業 名				
助 成 金 額				
返 還 請 求 金 額				
返 還 期 限				
理 由				
助成金返還口座名	銀行名		支店名	
	口座番号		種 別	普通・当座
	口座名義	フリガナ		
		漢字		
問 合 せ 先	公益財団法人 まちみらい千代田 協働まちづくり・総務グループ 千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクウェア 4階 電話:03-3233-7556 Fax:03-3233-7557			

様式第8号

年 月 日

公益財団法人まちみらい千代田理事長 様

千代田区さくら基金運営委員会
委員長 ○○○○○

千代田区さくら基金助成金返還決定通知書

千代田区さくら基金運営委員会において審査の結果、下記事業の助成金の返還が決定したので通知します。

記

助成対象事業名	
助成金交付決定額	金 円
助成金返還額	金 円
事業名・連絡先	